

---

## 令和2年第6回 築上町農業委員会定例総会 議事録

---

1. 開催日時 令和2年6月8日(月) 午前10時00分～
2. 開催場所 築上町役場築城支所 2階第4・第5会議室
3. 出席委員 14(名)

出欠	役職	議席	氏名
出席	会長	14番	蛭崎 正徳
出席	副会長	13番	吉留 福生
出席	委員	1番	出口 貞味
出席	委員	2番	宮野 葵
出席	委員	3番	蛭崎 幸生
出席	委員	4番	椎野 洋文
出席	委員	5番	横山 員伸
出席	委員	6番	西田 浩二
出席	委員	7番	小野 俊明
出席	委員	8番	椎葉 千亜紀
出席	委員	9番	奥本 速雄
出席	委員	10番	後藤 聖四郎
出席	委員	11番	築別 修一
出席	委員	12番	吉田 俊明

#### 4. 事務局

事務局 江本 昭二郎  
柴田 歩美

## 5. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 議案第1号 農地法第3条の規程による許可申請について
- 第3 議案第2号 農地法第5条の規程による許可申請について
- 第4 議案第3号 令和2年度農地利用集積計画書（案）について
- 第5 報告事項
- 第6 その他

## 6. 会議の概要

会議の概要については次のとおり。

## 令和2年 第6回 築上町農業委員会定例総会 会議の概要

議長（蛭崎会長） ただいまの出席委員数は、14名です。定足数に達しています。ただいまから令和2年第6回築上町農業委員会定例総会を開会いたします。

### 日程第1、会議録署名委員の指名について

議長（蛭崎会長） 会議録署名委員は、築上町農業委員会総会会議規則第20条第2項の規定により、2番：宮野委員さんと3番：蛭崎委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

### 日程第2、議案第1号

議長（蛭崎会長） 日程第2、議案第1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第1号の1、申請人：■■■■さんの件について、蛭崎委員さんから説明をお願いします。

3番（蛭崎委員） この案件につきましては石堂公民館から南東に35m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第1号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の1、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の2、申請人：■■■■さんの件について、吉田委員さんから説明をお願いします。

12番（吉田委員） この案件につきましては、日吉神社から南に105m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。

ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。

議案第1号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

日程第2、議案第1号の2、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

続きまして、議案第1号の3、申請人：■■■■さんの件について、出口委員さんから説明をお願いします。

1番（出口委員） この案件につきましては船迫学習等供用施設から西に400m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さんが■■■■さんに売買し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの3番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第1号の3については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第1号の3、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。  
続きまして、議案第1号の4、申請人：■■■■さんの件について、後藤委員さんから説明をお願いします。

10番（後藤委員） この案件につきましては旧藏内邸から南西に600mと南に430m程行った所にある農地です。今回、所有者の■■■■在住の■■■■さん外3名が、■■■■さんに贈与し、農地管理を任せるものです。取得農地を全て利用すること、地元の関係等も問題ないこと、下限面積も超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。農地法第3条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの4番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第1号の4については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第2、議案第1号の4、農地法第3条の規定による許可申請は、可決、決定、許可することといたします。

日程第3、議案第2号

議長（蛭崎会長） 日程第3、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の朗読が終わりました。  
議案第2号の1、申請人：[redacted]さんの件についてですが、農業委員会法第31条の規定によりまして[redacted]さんには、退席していただきますのでご了承ください。

（奥本委員退席）

議長（蛭崎会長） それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 この案件は、令和2年第1回定例総会にて許可相当としましたが、県による指導により申請地より県道及び河川にはみ出して使用していた部分を工事により除去、また、除去不可能な部分に関しては県土整備事務所より占有許可が出ましたが、最初の申請時より半年ほど期間が開いたため改めてお諮りするものです。概要説明は以前と同じものになりますが、申し上げます。  
この案件につきましては奈古集落センターから南に40m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、第1種区分に該当しますが、第1種農地の例外規定、農業用施設により、転用可能な農地と考えられます。今回、申請人の[redacted]さんに、[redacted]在住の[redacted]さんが土地を売買し、農業用倉庫及び苗床置場にするものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの1番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮かりいたします。  
議案第2号の1については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第2号の1、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。退席者を呼んでください。

（奥本委員着席）

議長（蛭崎会長） 続きまして、議案第2号の2、申請人：[REDACTED]  
[REDACTED]さんの件について、築別委員さんから説明をお願いします。

11番（築別委員） この案件につきましては、県道小山田東八田線と京築アグリラインの交差点から南に900m程行った所にある農地です。申請地農地区分は、生産性の低い小集団の農地で、第2種に該当する農地と判断します。今回、申請人の[REDACTED]  
[REDACTED]さんに[REDACTED]在住の[REDACTED]さんが土地を売買し、太陽光発電設備を設置するものです。事業の目的、面積、場所等妥当であります。農地法第5条許可に相当するものと思いますので、よろしく審議をお願いします。

議長（蛭崎会長） これより審議に入ります。  
ただいまの2番申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、お諮りいたします。  
議案第2号の2については、許可することに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。  
日程第3、議案第2号の2、農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当として、県知事に意見を進達いたします。

#### 日程第4、議案第3号

議長（蛭崎会長） 日程第4、議案第3号「令和2年度農地利用集積計画書（案）について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局 【 議案一括朗読 】

議長（蛭崎会長） 事務局の説明が終わりました。  
これについて、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 「異議なし」

議長（蛭崎会長） 異議なしと認めます。

#### 日程第5、報告事項

議長（蛭崎会長） 日程第5、「報告事項」を議題とします。事務局に議案の朗読を求めます。

事務局 【 報告事項一括朗読 】  
農地法第18条第6項の規定による合意解約 1件  
農業耕作者・管理者名義変更届出 8件  
農地法施行規則第29条第1項届出 0件  
農地改良行為届出 0件

議長（蛭崎会長） ただいまの提案についてご意見、ご質問はございませんか。

委員 「なし」

議長（蛭崎会長） 質問等ありませんので、異議なしと認めます。

議長（蛭崎会長） 以上をもちまして、令和2年第6回築上町農業委員会定例総会の議事は全て終了しました。これにて閉会といたします。



令和2年 月 日

上記のとおり相違ありません。

署名委員

2番委員 (宮野 葵 委員) :

宮野 葵



署名委員

3番委員 (蛭崎 幸生 委員) :

蛭崎 幸生

